

平成 21 年 7 月 1 日

AQ 認証を希望する皆さんへ

登録試験検査機関
一般社団法人
全国木材検査・研究協会

AQ 認証申請に係る「品質性能試験」及び「品質性能検査」の
申請手続き等について

AQ 認証を新規に希望する場合、継続して認証を希望する場合（更新）は、「優良木質建材等認証規定」の第 5 条及び「優良木質建材等認証実施要領」の第 3 の 1、2 に基づき、登録試験検査機関における「品質性能試験」及び「品質性能検査」を実施し、その成績書を「AQ 認証申請書」に添付して、(財)日本住宅・木材技術センターに申請することとなっております。

つきましては、AQ 認証を新規に希望する場合、継続して認証を希望する場合（更新）は、下記を参考に登録試験検査機関への手続きをお願いいたします。

なお、諸費用については、別添 1 のとおりです。

記

1. 新規に希望する場合

(財)日本住宅・木材技術センターへの AQ 申請書提出期限の 3 ヶ月前までに、電話での連絡と、「AQ 認証申請に係る品質性能試験及び検査申請書」（別添 2）を提出願います。

2. 更新の場合

当協会からも連絡をいたしますが、認証期限の 6 ヶ月前までに、「AQ 認証申請に係る品質性能試験及び検査申請書」（別添 2）を提出願います。

(注)：平成 21 年度より機械プレカット部材の加工に、従来の仕口・継ぎ手加工の他に、金物工法の加工が追加されました。この認証を希望する場合は、あらかじめ使用する金物について、住木センターの確認を受けて下さい。また、加工精度について既存の表(住木センターのホームページで確認下さい。)以外のものにつきましては、申請者自身で作成し住木センターの確認を受け、登録試験検査機関へ提出下さい。